

第8章 安全保障共同体の現状と課題

吉川 元

1 「平和」ではないアジア

「戦争」さえなければ平和か？

戦争さえ起こらなければ平和といえるだろうか。世界的な傾向として侵略戦争は確かに減少した。帝国主義戦争も植民地戦争も過去のものとなった。ハーバード大学の心理学者ステイブン・ピンカーは『暴力の人類史』の中で第二次世界大戦後、「長い平和」が続いたその論拠として次のような事例を挙げている。第二次世界大戦以降、核兵器は使用されず、大国間の戦争、西欧諸国間の戦争、先進諸国間の戦争は発生していない。他国を永続

的に征服した国はなく、また国際的に承認されていた国が他国の征服によって消滅した例もない（二〇世紀前半には二二カ国が占領または併合によって消滅した）（ジャンカー 2015）。

ところがアジア・中東に目を転じると、この地域は数次にわたる中東戦争をはじめ、朝鮮戦争、印パ紛争、ベトナム戦争、中越戦争、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、アメリカの対アフガニスタン戦争および対イラク戦争など戦争多発地帯である。それに加え、アジアでは中国の文化大革命の民衆殺戮（政府権力または統治者による一般市民の殺戮）、カンボジアのポルポト政権の民衆殺戮、インドネシアの民衆殺戮、北朝鮮の民衆殺戮、ミャンマーのカレン族のジェノサイドおよびロヒンギヤの民族迫害（浄化）など、数十万人から数百万人規模の民族の迫害や民衆殺戮が発生している。人間の安全保障の観点からみれば、戦争も民衆殺戮も発生するアジアは、けっして自由で安全な地域ではない。なぜアジアはこのような事態になったのだろうか。その背景にはアジアの国際政治の構造とアジア諸国に共通するガヴァナンスの構造に起因する危機の構造がある。

脱植民地化後に誕生したアジアの多くの国は、フィリピンと韓国を除き、自由主義も民主主義も制度として定着しないまま権威主義体制（開発独裁体制）に移行した。それでも東欧の民主革命から遅れること十余年、インドネシア、ミャンマーが徐々に民主化への道を

歩み始めた。一方、外部から武力によって国家体制が崩壊させられたイラクとアフガニスタンでは、その後、平和構築は進まず、復興は足踏み状態である。一時、日仏両国主導で平和構築に一定の成果を上げていたカンボジアは、民主化を条件としない中国やサウジアラビアからの経済支援を受けるにつれて次第に不自由な国へと後戻りを始めている。中央アジア五カ国はすべて不自由な国である。北東アジアに限れば、中国の民主化は進まず、北朝鮮は歴史上、まれにみる全体主義国家になった。私たちは核開発問題には大きな関心を寄せるものの、北朝鮮の多くの国民の苦境に、ましてやその苦境と国家体制のかかわりについてはさほど関心を寄せない。

第二次世界大戦後のアジアの歴史は、戦争、民衆殺戮、難民等、血に染まった歴史である。アジアのそうした歴史は、国際政治の構造、およびガヴァナンス様式（国家統治制度）と市民社会の関係抜きには語れない。

北東アジアの国際関係

冷戦期から今日に至るまで、アジア国際関係の一貫した特徴の一つは、アメリカとソ連を覇権国（親分）とするハブ・アンド・スポークス（hub and spokes）関係であった点にある。

ハブ・アンド・スポークス関係とは、親分・子分の二国間関係に他ならない。植民地から解放され、国家建設と国民統合に取り組み始めたアジア諸国は、政権の基盤が弱く、政権の正当性を確保するために経済発展を最優先させねばならなかった。それ故に多くのアジア諸国はソ連の覇権システム（東側陣営）下に入るか、あるいはアメリカの覇権システム（西側陣営）下に入り、覇権国（親分）から軍事援助、経済援助を受け、国家安全保障を親分に託す一方、国際政治の舞台では、親分に忠誠をつくし、国連での決議の際に、あるいは国際紛争の際に、親分の政策や立場を援護する義務を負う。特に日米同盟や米韓同盟のようにアメリカを覇権国とする二国間関係では、親分が子分の安全保障を引き受ける代わりに、親分は自国の豊かな市場を開放し、子分の経済発展を見守ることで成り立つ主従関係である。

冷戦終結後の北東アジアでは、ソ連（ロシア）の影響力が著しく後退する一方で、日米同盟、米韓同盟は持続され、しかも台頭著しい中国の経済力を軸とする経済ヒエラルキーが形成された。そして日本、韓国は言うに及ばず、アジア諸国は中国との経済相互依存関係を強化しつつある。

軍事化する北東アジア

親分・子分の軍事関係が成立する背景には、アジア国際関係のもう一つの特徴である勢力均衡システムがある。軍事力の均衡を図ることで平和を維持しようとする勢力均衡システムには軍拡競争のメカニズムが埋め込まれていることから、また東アジア諸国は経済発展が著しいことから武器市場が拡大され続け、軍拡競争が展開され、その結果、軍事的な緊張関係が慢性的に続く傾向にある。

冷戦終結後の過去十年間（二〇〇八～一七年）の地域別軍事費動向をみると北米、中南米は減少傾向にある。欧州全体ではわずか一・四％増（対二〇〇七年度比で五・七％増）を記録しているが、これは特にウクライナ危機を反映して東欧諸国が二〇一四年から増加傾向に転じたからである（東欧諸国は二〇〇八年度比で七八％増を記録）。一方、アジア・オセアニア地域全体では過去一〇年間の軍事の費伸び率は六四％増を記録している。特に、東アジア（六八％増）、中央アジア・南アジア（四七％増）、東南アジア（三九％増）とアジア全域にわたって軍事費の増加傾向が著しい。

国別の軍事費では二〇一八年度の軍事費上位一五カ国は、米国、中国、サウジアラビア、ロシア、インド、フランス、イギリス、日本、ドイツ、韓国、ブラジル、イタリア、オー

ストラリア、カナダ、トルコの順である。米国（世界の軍事費総額の三五％）、中国（同一三％）の上位の二カ国の軍事大国の軍事費の伸びが突出し、世界のおよそ半分を占めるに至っている。上位一五カ国で世界の軍事費の八〇％を占め、しかも上位一〇位内にアジア五カ国（中国、ロシア、インド、日本、韓国）が入っている。アジアの軍事費の増加傾向のけん引役は中国であり、中国の軍事費は過去一〇年間に一一〇％増を記録し、アジア・オセアニア地域全体のおよそ半分を占めている。韓国は一〇年間で二九％増であり、日本は東アジアの軍事的緊張および北朝鮮の核開発の脅威を受けて二〇一四年に初めて前年度比増加をみており、過去一〇年間に四・四％増であった（SIPRI Yearbook 2018: 157-161）。

中国の軍事大国化と海洋侵出、それがもたらす南シナ海の海洋安全保障問題、北朝鮮の核開発によってもたらされた朝鮮半島の軍事的緊張がアジアの軍拡傾向の背景にある。しかも、東アジアには、中国、ロシア、北朝鮮、そして日韓両国へ「核の傘」をさしているアメリカ、の四カ国の核保有国が存在している。

東アジアでは、幸いにも朝鮮戦争以来、戦争は勃発していない。しかし、将来、戦争が起こらないとの保証はどこにもない。なぜ東アジアは危険なのか。なぜ欧州のEUやCSCE／OSCEのような安全保障共同体が構築されないのか。そもそも共同体とは何か。

2 共同体の平和

国際平和の処方とは

アジア、特に北東アジアの平和創造を考える上で、これまで世界各地で試されてきた平和創造の処方をも今一度、振り返ってみたい。国際平和に向けた取り組みは国際連盟創設以来、百年の歴史がある。第一次世界大戦を機に様々な平和の処方が考案されてきたが、その処方はおよそ次の八つに分類できよう。

1 紛争の平和的解決 第一次世界大戦後、国際紛争の平和的解決のために常設国際司法裁判所が設立され、第二次世界大戦後には国際司法裁判所に引き継がれ、国際紛争の仲裁と勧告に取り組んできた。

2 戦争の違法化 戦争を違法化すれば戦争がなくなるはずである。こうした考え方は国際連盟の設立以来、戦争違法化への取り組みに発展し、国連体制下で武力行使の禁止原則に結実する。

3 経済国際主義 国外の権益保護または天然資源や食糧の確保目的で侵略戦争が発生する。すると、経済相互依存関係を創り、自由貿易体制が確立されれば資源や食糧

を平和的に（金銭で）確保できるようになり、侵略戦争は不要になる。こうした考え方が第二次世界大戦後、GATT（関税と貿易に関する一般協定）、WTO（世界貿易機関）などの経済国際主義の制度発展につながった。

4 国際交流 人種偏見または民族憎悪に根差す相互不信感が人々をして殺戮行為に走らせることから、国際交流を進め、友好関係と相互理解が進めば国際平和の創造につながるはずである。こうした考え方が国際連盟の知的協力委員会の活動、第二次世界大戦後にはユネスコ（国連教育科学文化機関）の活動に発展する。

5 軍縮・軍備管理 武器があるから戦争になる。よって軍縮または軍備管理を進めることで平和が持続するはずである。こうした考え方が第一次世界大戦後、種々の軍縮条約、軍備管理協定に結実する。

6 集団安全保障 政治指導者は勝機があるから戦争に訴える。しかし、戦争に訴えれば全世界からの集団制裁を受けることになるような仕組みを創れば、戦争に打って出る国などないはずである。こうした考え方が国際連盟の集団安全保障制度の創設につながり、それが今日の国連の集団安全保障制度に引き継がれている。

以上の六つの国際平和処方は、いずれも二〇世紀前半までに考案され、制度発展をみた

処方である。これらの処方は、どれ一つ、人権、さらには人間の安全保障まで射程に入れた処方ではない。ところが二〇世紀後半になると新たに次の二つの平和処方が考案されて、しかも影響力をもつに至っている。

7 国際統合による平和 第二次世界大戦を含めそれまでの四分の三世紀のあいだに三度戦争を戦ったドイツとフランスは、第二次世界大戦後、平和創造の究極の選択肢として国際統合という国家間の自主的な統合の道を選んだ。市場を統一し経済共同体を形成し、同じ屋根の下で同じ家族の一員であるとの共通アイデンティティ（州人意識）を共有することで敵対関係をなくし、戦争を予防することができると考えられた。それが国際統合による平和である。EC/EUがその先駆的事例である。

8 安全保障共同体による平和 特に軍事的な緊張関係を緩和し、軍事面のみならず、経済・環境分野、人道的分野での協力関係を築き、価値を共有することで自由で民主的な安全保障制度を築きあげようとするのが安全保障共同体による平和である。冷戦の終結は東側陣営が崩壊し、それに続いて民主主義による平和の思想が一気に広まる時期と重なる。自由主義（人権尊重）と民主主義による価値共同体のグローバルな普及によって平和地帯を拡大し、地球規模に平和地帯を実現しようとする民主

主義による平和思想が、安全保障共同体の思想的基盤である。その先駆的事例が欧州安全保障協力会議（C S C E）／欧州安全保障協力機構（O S C E）である。

以上の二つの平和の処方方は戦争原因をガヴァナンス・システムに見出し、共同体を創造することで平和の基盤を築こうとする点で、それまでの平和の処方とは基本的に異なる平和の処方である。

冷戦期の二つの共同体構想

それでは国際平和のためになぜ共同体が必要とされるのか。そもそも共同体とは何か。このことについて、村落共同体を例に考えてみればわかりやすいであろう。村落共同体には目標（平和、安定、繁栄）があり、秩序（掟、法律、エチケット、マナー）が備わっており、紛争の平和的解決のための伝統的な手続きが備わっている。共同体の運営に、自治会（常会）、相互扶助制度があり、何よりも相互信頼関係と共通のアイデンティティが共有されている。国際社会の場合、共同体の構築にはかなり手の込んだ手順を要する。国際政治学者ヘドリー・ブルは、アナキーな世界に国際社会が形成される条件を次のように指摘している。国際社会には国の独立と主権尊重、平和の維持、暴力の制限、条約や協定の遵守、および

国家財産、領土、管轄権などの所有（物）の安定と保証といった基本目標がある。そして国際社会にはそうした共通利益や目標を実現するために国家の行動を律する国際規範と原則、そうした規範や原則の順守、履行を効果的に実現するための制度など、国際平和を維持するために相応しい国家行動様式を定めた国際秩序が確立されていなければならない。換言すれば国家集団が一定の共通利益と共通価値を有しており、相互関係において共通の規則体系によって拘束されており、かつ共通の諸制度を機能させることに共に責任を負っているとみなしている場合に、国際社会と呼ぶにふさわしい共同体が形成されると考えられる。

冷戦期は二つの国際共同体の実験が試みられた。一つは、ソ連を覇権国（親分）とする社会主義共同体である。この共同体は、経済ではコメコンを基盤に社会主義計画経済の発展を試み、安全保障ではワルシャワ条約機構（WTO）を柱に共産党一党独裁国家を一つの安全共同体へ発展させようとした試みであった。一方、欧州では資本主義、自由主義を基盤とする安全保障共同体の試みがあった。資本主義経済を軸にECの発展を期待し、安全保障面ではアメリカを中心にNATOを結成し、欧州・大西洋地域の安全共同体の建設を試みた。しかし、東欧社会主義体制の崩壊に伴いワルシャワ条約機構（WTO）とコメコンは

解散し、社会主義陣営が消滅し、ついにはソ連が崩壊したことで冷戦は終結した。冷戦の終結は自由・民主主義を標榜した西側の勝利であると一般に考えられた。

EC統合の手順をもう少し詳しく見てみよう。第二次世界大戦後、西ドイツとフランスの政治家主導による国際統合が始まった。それは戦争予防目的の国際統合という初の、それも壮大な実験であった。ドイツとフランスの政治指導者は民族和解の方法として、侵略戦争の目的である戦略物資を共同管理下におくことで平和を創造しようと試みた。具体的にはこれまで両国の争奪の対象であったアルザス・ロレーヌ地方の石炭と鉄鋼の共同管理、原子力といった戦略物資の共同管理、および共通市場の創出によって経済共同体の創造を構想したのである。そして国際統合の平和は、具体的には次の三つの共同体の設立から始まった。

1 欧州石炭鉄鋼共同体（ECSG）は、西ドイツ、フランスに加え、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの計六カ国の間で、石炭鉄鋼の共同市場を創設することを目的に一九五一年パリ条約により設立。石炭と鉄鋼は戦争のための戦略物資であることから、こうした戦略物資を共同管理することで侵略戦争を予防することができると考えられた。

2 欧州経済共同体（EEC）は、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクのベネルクス三国の計六カ国の間で経済統合を目指す機関として一九五七年にローマ条約により設立。域内関税の撤廃、域外に対する共通関税の設定、資本と労働力の自由移動などを定めた。

3 欧州原子力共同体（EURATOM）は、西ドイツ、フランス、イタリア、ベネルクス三国の六カ国で一九五七年、EECとともにローマ条約で設立。加盟国の核燃料、核装置の共同管理と共同開発を進めることで核の平和利用の発展を目指す機関。

以上の三つの共同体（国際機関）は一九六七年に統合され、欧州共同体（EC）となり、加盟国間で単一市場が結成された。そして九三年にはECは欧州連合（EU）に発展し、統合は政治統合へと一段と加速された。

EC/EU共同体の成功の秘訣は、①共通市場を拡大し、加盟国の経済発展に貢献したこと、②経済相互依存関係の進展によって国益の線引きが不可能になり、加盟国間の経済紛争が激減したこと、③戦略物資の共同管理によって共同体構成員の間で戦略物資を求め侵略戦争がなくなったこと、④移動の自由、経済相互依存によって欧州人としての共通アイデンティティが形成され、民族差別など彼我の意識が弱まったこと、といった要因が

指摘できよう。戦略物資の共同管理および共通市場の形成から始まった欧州の国際統合は、いまや政治・外交の統合から安全保障統合の段階へ進みつつある。

3 欧州安全保障共同体の実験

欧州・大西洋の安全保障共同体創造——CSCEの実験

一方、東西間にまたがる形で、協調的安全保障の制度化に貢献したのがCSCEである。CSCEの起源は一九七五年八月一日、アルバニアを除く欧州すべての国とアメリカ・カナダの三五カ国がヘルシンキで合意に達したCSCE最終合意文書であるヘルシンキ宣言に遡る。同宣言は、第一バスケット（国際関係一〇原則と信頼醸成措置CBMs）、第二バスケット（経済・科学技術・環境の協力）、第三バスケット（人道的その他の分野の協力）の三つの問題群（バスケット）での国際協力を進めることに合意した国際協定である。

CSCE交渉が行われた一九七〇年代前半の欧州の国際安全保障環境を振り返ってみよう。欧州は東西に分断され、ドイツも東西に分断され、この東西両ドイツを挟んで核競争が始まるかもしれないという恐怖に包まれていた。それ故に西ドイツの強力なイニシアチブによってCSCEの開催が実現した。その後、CSCEはドイツの統一と欧州の分断の

克服に、また東西間の軍事的な相互信頼醸成に貢献した。

そもそもCSCEを提案したのはソ連である。その狙いは、第二次世界大戦後の国境の変更と東欧諸国で実現した社会主義体制、という二つの「戦後の現状」の承認を西側諸国から取り付けることにあった。一九七三年七月に始まったCSCEは二年をかけてヘルシンキ宣言の採択に至る。その合意に至る過程でいくつかの取引が成立している。まず比較的容易に合意に達したのは、経済交流、環境問題での協力を取り決めた第二Basketである。第二Basketは東西陣営の双方の利益にならなっていたからだ。後述するCBMS（信頼醸成措置、第一Basket）は、当初、東側が強く抵抗すると思われていたが、東西両陣営の戦争回避への強い思い、同時に軍備削減が喫緊の課題であった東側の財政的理由から双方が歩み寄ったのである。主たる争点は、ソ連側が主張する二つの「戦後の現状」の承認との引き換えに、国際関係原則としての人権尊重（第一Basket第七原則）と人道分野、特に人の移動の自由と情報伝達の自由を取り決めた第三Basketでの協力であった。ソ連が求める「戦後の現状」の一つ、国境変更の現状を承認するために、国境不可侵原則（第一Basket第三原則）と領土保全原則（同第四原則）に合意し、その結果、CSCE参加国は領土変更、領土要求は行わないことに合意した。冷戦が終結するまでの間、CSCE参加

国間で領土紛争は発生しなかった。領土保全、国境不可侵の原則が遵守されたからである。人の移動の自由（第三バスケット）に関する取り決めの中で、離散家族の再結合を多国間協力の分野に入れることに貢献したのが西ドイツとカナダであった。西ドイツには、分断された東西ドイツの間の家族の再結合問題が深刻な問題であり、また東欧諸国から多くの移民を受け入れてきたカナダも家族の再結合問題でその解決枠組みの構築に貢献をした。

東西間の軍事的信頼関係の醸成に貢献したのが、ヘルシンキ宣言（第一バスケット後段）に規定された信頼醸成措置（CBMs）である。CBMsは、その後、制度改革を重ねて信頼・安全保障醸成措置（CSBMs）へと拡充されていった。信頼・安全醸成措置とは、第一に、一定規模の軍事演習と軍隊の移動に関する情報の事前通告、第二に、疑いのある場合、年三回を上限に現地査察を受け入れる義務、の二本の柱からなる。CSBMsは、軍隊の演習や移動に関する透明性を確保し、双方に安心感を与え、戦争の準備を不可能にし、対立的であった東西軍事関係に信頼関係を醸成する制度（枠組み）として役だった。ヘルシンキ宣言から一五年後に欧州の分断は克服され、ドイツの統一も実現したが、その間、CSCE参加国間で武力紛争は発生しなかったのもCSBMsが機能したからである。

CSCEヘルシンキ宣言の合意の中で、もう一つ注目すべき点は、会議を継続し、政府

間の信頼関係を構築したことにある。ヘルシンキ宣言の履行状況を検証するためにフォローアップ会議や専門家会議を開催することを取り決めたが、相互不信の国際関係にあつて国際平和と安全保障の実現のために各国代表が協議と交渉の場を設けたことが国家間の信頼醸成につながつたのである。

国際社会の民主主義の安全保障共同体

冷戦の終結後、国際統合による平和の処方は、民主主義による平和の思想の影響で新たな局面を迎える。二〇世紀に起こつた三度の民主化の波およびその揺り戻しを論じたサミュエル・ハンチントンの『民主化の第三の波』、自由・民主主義の勝利は歴史的必然であると論じたフランシス・フクヤマの『歴史の終焉』が広く読まれ、自由・民主主義の勝利を理論づけることに貢献した。中でも安定した民主国家間で戦争が起ころ可能性は低く、例えば国際紛争が発生しても、それが武力紛争に発展する可能性は極めて低いことを制度論と文化論の視点から論じたブルース・ラセット著『パクス・デモクラティア』は、民主主義による平和の思想を世界に広めることに貢献した。

では、なぜ民主主義、国際機構、および通商の発達が平和を創造すると考えられるのだ

ろうか。民主主義（民主制）というものは多元主義的で開かれた制度であり、民主制の下ではヒト、カネ、モノの移動の自由が保障される。通商が発展し、経済的相互依存関係が進むと、その過程で利害対立や国際紛争が発生することから、国際機構の役割が必要とされる。というのも、国際機構には一般的に次の五つの主要な機能、すなわち、①規範逸脱国家の規範矯正、②国際問題の解決および国際紛争の調停、③情報共有による不確実性の低減、④国際社会化および規範形成、⑤地域共通アイデンティティの醸成、の各種機能が備わっているからである。一方、民主国家は、主権の制限との引き換えに国際平和、国家安全保障、および経済繁栄を手にしようとすることから国際機構に加盟する傾向にある。つまり国際機構には特定地域を国際社会化し、共同体へと発展させる役割が備わっていると考えられる。

国際機構への加盟動機

民主国家共同体の思想はEC/EUの国際統合の、またCSCC/OSCEの安全保障共同体創造の思想的基盤となる。CSCCは独自の安全保障概念である共通・包括的安全保障概念を創造し、地域の平和と安全保障に貢献してきた。同概念は一国の安全は他国の

安全と不可分に結びついているという「安全保障の不可分性」概念に基づく共通の安全保障概念と、安全保障の三つの次元、すなわち軍事的次元、経済的次元、および人間的次元における包括的な安全保障への取り組み（包括的安全保障）を合体させたものである。中でも人権と基本的自由、人の移動・情報の自由・民主主義、法の支配、および少数民族の権利などガヴァナンスに関する領域を安全保障の「人間的次元」と規定したことは安全保障パラダイムの画期をなす。安全保障の人間の次元がやがてOSCEグッドガヴァナンス基準となった。こうしてグッドガヴァナンスと共通の安全保障を追求する共通・包括的安全保障概念が民主国家の共同体建設の指針となったのである。

冷戦の終結後には西欧諸国が民主主義による平和の創造に取り組みに有利な条件がそろっていたことを想起したい。民主革命によって東側の社会主義体制が崩壊したが、これらの国は、それまで民主国家建設の経験がないだけに、自前で民主国家の建設の取り組みは不可能であった。ところが西欧ではすでに一世紀近くにわたる民主国家建設の経験があり、しかもEC設立以来、およそ四〇年近くの国際統合の平和創造の経験もある。もう一つの有利な条件は、ソ連とユーゴスラヴィアから分離独立した国は、もともとソ連・ユーゴスラヴィアがOSCE加盟国であったことから、ソ連・ユーゴスラヴィアが分裂した後も、

加盟国の地位を得ていた。旧社会主義諸国は、経済発展のためにEC加盟を切望し、安全保障のためにNATO加盟を切望した。しかもCSCE加盟国の中には、ECやNATO加盟国はすべてそろっている。このことが旧社会主義諸国をしてグッドガヴァナンスの普及に有利に作用した。旧社会主義国は、EUやNATOに加盟することを切望し、しかもEC/EUやNATO加盟国が冷戦後のCSCE/OSCEで主導的立場に立っていたことから、両国際機構の加盟動機がCSCEで確立されたガヴァナンス基準を積極的に受容するようになったのである。こうして国際機構加盟の力が旧社会主義諸国の国際機構加盟動機となり、これらの国をCSCE/OSCEへ繋ぎ止める役目を果たしたのである。

4 北東アジアの危機の構造

東アジアの国際安全保障環境

今日のアジア、中でも東アジアの国際安全保障環境は、中台関係および南北朝鮮半島の緊張関係にみられる冷戦イデオロギー対立の残滓、中国経済を中心とする経済ヒエラルキーの台頭、北東アジアの軍拡と軍事化、深刻化する自然環境破壊といった、リージョナル危機とグローバル危機を併せ持つのが特徴である。

そもそもアジアは近現代史において独自の国際関係の発展を経験していない。かつては中華思想の下で冊封制度があり、その後、一九世紀後半から欧米の侵略と欧米の植民地体制下に入り、二〇世紀後半には米ソ超大国の冷戦イデオロギー対立に巻き込まれ、そして二〇世紀末にやっと米ソから解放された。米ソの核ミサイルの「恐怖の均衡」から解放されると、保護国の後ろ盾を失ったアジア諸国は共同体創造に向かうまでもなく、国家安全保障のためと軍拡に走ってきた。

アジアでは領土紛争がつきものである。第二次世界大戦後、二〇〇〇年までの間に領土紛争の結果、領土変更が行われた事例はアジア以外の全地域では合計六件に過ぎないが、アジアでは一一件に上る。日口の北方領土問題、日中の尖閣諸島問題、日韓の竹島（独島）問題など関係国のナショナリズムを称揚させ、かつ軍事的緊張関係を下支えする領土紛争がアジアで多発するのは、他地域にみられるような領土保全および国境不可侵に関する国際規範がアジアには確立されていないことが一因である。

共同体に背を向けるアジア

アジアでは一般に経済相互依存関係は進展しているにもかかわらず、自由化も民主化も

進展しない。北東アジアに限ればアジアに平和・安全保障機構が設立されず、安全保障共同体あるいは民主主義の共同体の構想すら芽生えない。北東アジアはなぜ共同体建設に背を向けるのか。それには以下の四つの原因が考えられる。

第一に、アジアには社会主義体制、全体主義体制、民主主義体制が混在し、こうしたガヴァナンスの多様性がアジア国際社会の共通目標や地域共通アイデンティティ形成の障害となつて、共同体建設の妨げになつている。

第二に、ガヴァナンスの脆弱性である。植民地支配から独立したアジア諸国は国民統合が未発達で、領域的一体性または社会的一体性が確立されず、しかもガヴァナンスの制度も未発達であることから政治的に不安定な脆弱国家である。脆弱国家の安全保障は、何よりもまず経済発展にあり、政権基盤の強化にある。脆弱国家は、脆弱な政権基盤を補強するために意図的に国際紛争を煽る傾向がある。国家体制安全保障を優先するあまり、地域共通のアイデンティティを形成し、共通の国家行動規範の確立には無理がある。自然環境問題、気候変動問題、人権問題といった地域共通の問題は二の次に回される傾向にある。地球の未来などにはかまっておられないのである。アジア諸国は政権の存続のために主権尊重と内政不干渉を国際規範とする国際秩序を好むからだ。

第三に、関係する主要国いずれもアジアの安全保障共同体の建設には消極的であることにも注目したい。特にアメリカは、冷戦期から今日に至るまで一貫して多国間の安全保障制度の構築に反対してきた。欧州に比べアジアでのアメリカの軍事力は圧倒的であり、C S C Eのような多国間安全保障協力の必要性を認めなかったからである。中国は、国内の懸案事項、とりわけ台湾問題と民族問題への国際干渉を嫌い、これまた多国間安全保障制度には反対する。日本は、日米安全保障同盟によってアメリカへの軍事的依存度を高め、同時に憲法九条に基づく平和主義政策によって「安全保障ただ乗り」の恩恵を受けたことから、多国間安全保障制度の構築を志向するまでもなかった。そしてアジア諸国の多くも第二次世界大戦中、日本の軍政下にあったことから、地域協力の制度化が日本や大国の支配につながりかねないことを警戒するあまり、地域協力の枠組み作りに消極的である。

第四に、国際政治システム要因が指摘できよう。アジアの多国間安全保障制度の構築における最大の障害は勢力均衡システムそのものにある。アジアの国際政治システムは勢力均衡システムのままである。しかも東アジアの経済成長が著しいことから同地域は世界で有数の武器市場に成長し、軍事大国の武器貿易の有力な市場となり、軍拡競争に拍車をかける構造が出来上がり、ここにアジアの軍事化が進む要因が潜んでいる。アジア国際政治

システムが勢力均衡システムから抜け出さない限り、この地域に安定した恒久平和が訪れることは望めない。

5 未来責任——何から始めるか

勢力均衡システムから抜け出さない限り、インドとパキスタンの核開発競争に見られるように、最強の兵器である核兵器を開発してまで国家体制安全保障に汲々とする国が現れても不思議ではない。しかも、近い将来、勢力均衡のバランスであるアメリカがアジアから撤退したとき、そのあとに軍縮の平和が到来する保障はどこにもない。

先述の通り、ハブ・アンド・スポークス関係は、覇権国（親分）の勢力拡張のために従属国（子分）の安全を保障し、その見返りに子分の経済発展を保障することで成り立つ安全保障契約である。かつて日本、そして今日の韓国が経験しつつあるように、従属国が経済発展を遂げ、覇権国と経済競争のライバルとなった時、そして周辺国からのイデオロギー脅威がなくなった時、親分に代わる新たな巨大な市場が開発されたとき、この安全保障契約はもはや更新する必要がなくなる。その結果、保護国（親分）を失った中小国がアジアから撤退したとき、その後のアジアで軍拡に拍車がかかるのは必然である。

今日、東アジアに求められているのは非軍事的方法による協調的かつ包括的な安全保障制度の確立である。各国政府とも戦争だけは回避したいとの共通目標を有する以上、気候変動、環境破壊、人口増加、砂漠化現象といったグローバル危機への認識を新たにし、国際平和と人間の安全保障に共通利益を見出し、経済、科学技術、環境問題で積極的な協力を推し進めることになるきっかけを探したい。

多国間枠組みの制度化が進められないままに、中国とアメリカの経済対立が深刻化すれば、日本と韓国の安全保障政策は経済発展（経済安全保障）のために中国を選択するか、国家安全保障のためにアメリカ依存を続けるかの岐路に立たされることになる。日本と韓国がアメリカ依存を強め同盟関係を強化すれば、東アジアの分断が一層鮮明になる。経済発展を優先し中国への経済的依存を強めれば、アメリカのアジア離れは加速化し、日本の「普通の国」への回帰を促すことになり、そのことは東アジア各国が独自の勢力均衡を求め、軍拡競争にいつそう拍車がかかることは必至であろう。

国家第一主義、すなわち、今日、世界各地で紛争の種をまいているドナルド・トランプ政権の「アメリカ第一主義」は決してアメリカのトランプ政権だけの特徴ではなく、時代の潮流である。これから世界各地で第二、第三のトランプが続出することは間違いないで

あろう。というのも、人口増加傾向はとどまることを知らず、食糧増産の見込みは薄く、気候変動・砂漠化現象によってますます自然環境破壊が進み、人間の生活環境が悪化すれば、豊かな国の国家中心主義、一国中心主義に拍車がかかり、その結果、民族主義傾向に拍車がかかるからである。気候変動問題など待たなしのグローバル危機を前にして、非軍事的な分野での協調的安全保障協力の道はないものか。非伝統的、非軍事的な安全保障領域での政治対話フォーラムから始めるにせよ、東アジア共同体創造がわれわれに課された未来責任である。

《主要参考文献》

- 吉川元 (二〇一五) 『国際平和とは何か』中央公論新社
- 吉川元 (二〇一九) 「民主主義による平和」、広島平和研究所編『アジアの平和と核』共同通信社
- 坂本義和 (二〇一五) 『平和研究の未来責任』岩波書店
- ピンカー、ステイブリン (二〇一五) 『暴力の人類史』青土社 (Pinker, Steven (2011) *The Better Angels of Our Nature: Why Violence has Declined*, London: Penguin Books)
- S・P・ハンチントン (藪野祐三・中道寿一・坪郷實訳) (一九九五) 『第三の波——二〇世紀後半の民主化』三
嶺書房 (Samuel P. Huntington (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*,

Norman: University of Oklahoma Press)

フランシス・フクヤマ (渡部昇一訳) (一九九二) 『歴史の終わり』三笠書房 (Fukuyama, Francis (1992) *The*

End of History and the Last Man, London: Hamish Hamilton)

ヘドリー・ブル (臼杵英一訳) (二〇〇〇) 『国際社会論』岩波書店 (Bull, Hedley (1995) *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, London: Macmillan Press (second edition) (cf. first edition 1977))